

一時保育事業のご案内

幼保連携型認定こども園 神童幼稚園

一時保育事業は、保護者の就労やリフレッシュ・幼稚園や学校行事、あるいはケガや病気で入院したり冠婚葬祭などで家庭での保育が困難となった乳幼児を幼稚園で1週間に最大3日まで、1ヶ月12日間まで保育する事業です。

年末年始、土曜日・日曜日・祝祭日以外なら、どの日でも利用できます。利用に際しての条件など詳細は、直接、神童幼稚園ナースリーまでお問い合わせください。

要 項

【利用できる方】

- ① 断続的保育 保護者の就労やリフレッシュのため、週3日を限度として断続的に保育が困難になる満1歳(但し1歳～1歳6ヶ月のお子さんは人数制限有り)から就学前までの乳幼児
- ② 緊急一時保育 保護者の疾病、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない理由により、1カ月間のみ12日を限度として緊急、一時的に家庭保育が困難になる満1歳から就園前までの乳幼児

【利用料】

一人 日額 2,200円 給食費(おやつ代を含む)400円

【利用時間】 午前9時～午後5時

【利用に際して】

- ① 一時保育事業は事前登録制をとっています。はじめに「神童幼稚園ナースリー」にてご登録願います。(二園以上に登録することはできません。登録園を変更する際に辞退届が必要になります。)
- ② 「一時保育事業利用申込書」「一時保育事業利用登録書」及び「お子さんの健康状態問診表」を幼稚園に用意してありますので、ご提出下さい。
- ③ **提出時に面接**があります。(面接では持ち物などの説明を行い、利用承諾書をお渡しします。)
- ④ お子さんの健康診断が必要です。幼稚園で「一時保育事業利用についての意見書」用紙をお渡ししますので、この書類を持参して受診してください。(受診料各自負担)
- ⑤ 利用の必要がなくなった場合は、幼稚園に「一時保育事業利用辞退届」をご提出下さい。
- ⑥ ご利用可能人数に定員(1歳～1歳半のお子さんは一日1名、1歳半～就園前のお子さんは一日7～10名)がありますので、お断りする場合があります。あらかじめご了承ください。・

連絡・お問い合わせ先

学校法人 神童学園 幼保連携型認定こども園
神童幼稚園ナースリー 副園長 三井紀子
〒560-0046 豊中市千里園2丁目4番5号
TEL 06-6852-5656 FAX 06-6852-5688